

中間前金払の運用指針

1 中間前金払制度の内容

(1) 対象公共工事

ア 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、原則として年度内完成工事に係るものとするが、翌年度にわたって債務を負担することとした工事及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）並びに繰越明許費に指定された経費による工事についても対象とする。

イ なお、契約に当たり、上野原市財務規則第67条の規定による部分払を選択した工事にあつては、中間前金払を行わないこととする。

(2) 中間前金払の対象となる経費の範囲

公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、**事後審査型一般競争により入札**を行い、工事1件の請負代金の額が**500万円以上**の土木建築に関する工事であって、次の全ての要件に該当するものに係る当該工事の材料費等（注）に相当する額として必要な経費については、当該経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲内に限り、前金払をすることができるものとする。

ア **工期の2分の1を経過**していること。

イ **工程表により工期の2分の1を経過**するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する**経費が請負代金の2分の1以上の額**に相当するものであること。

このとき債務負担行為等に係る契約において、「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読替えて、この規定を準用するものとする。

（注）当該工事の材料費等とは、地方自治法施行規則附則第3条第1項に規定する「当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料」をさす。

(3) 中間前金払の割合

請負代金額の 10 分の 2 以内 (2 以上の会計年度にわたる工事については、各年度の出来高予定額の 10 分の 2 以内) とする。

ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金の 10 分の 6 を超えてはならないものとする。

(4) 2 以上の会計年度にわたる工事に係る特例

債務負担行為等の場合

ア 債務負担行為等に係る契約分については、各年度の出来高予定額がその当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。ただし、契約時に中間前金払を選択した工事であるため、部分払請求時点において、中間前金払の支払要件を満たしている場合は、中間前金払の支払いを受けた後に部分払いの請求をおこなうこと。

イ 当該年度内に各年度の出来高予定額の達成が見込めない (達成が翌年度にずれ込んでしまう) 場合は、当該年度の中間前金払の請求はできないものとする。なお、この場合でも当該年度末の出来高部分に対しては、部分払いの請求をすることができる。また、翌年度になって中間前金払の要件を満たし請求する場合は、翌年度の出来高予定額に対する 10 分の 2 以内の額を請求するものとする。

繰越明許費の場合

翌年度にわたる契約における中間前払金を請求する場合は、契約締結当初の請負代金額に対する 10 分の 2 以内の額を請求するものとする。

2 中間前金払の認定方法について

(1) 発注課は、請負者から中間前金払に係る認定の請求があったときは、当該契約に係る工期の 2 分の 1 かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも 2 分の 1 (債務負担行為等にあつては、出来高予定額の 2 分の 1) 以上であるかを確認するものとする。(前項 1 - (2) による。なお、同 1 - (2) - ウによる作業費の実績については、同イによる工事实績の確認ができれば、明らかに請負代金の額の 2 分の 1 を下回る場合を除き、確認できたものとみなす。)

この場合、進捗が金額面でも 2 分の 1 以上であることを認定するために必要な資料は、上野原市工事請負契約約款第 11 条及び山梨県土木共通仕様書第 1 編第 1 章第 1 節 1 - 1 - 24 に基づく工事履行報告書 (別紙様式 3) とし、その認定は、認定請求書 (別紙様式 2 : 請負者 2 部作成) の作成時点における現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

(注) 本項は、出来高の数値に疑義がある場合に、当該数値の根拠となる資料の提示を求める発注者としての権利を排除するものではない。

(2) なお、当該認定に当たり、請負者が提出する資料についての内容に不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から7日以内に通知を行うこととする。

3 認定調書等及び支払について

(1) 前項2の認定の結果、中間前金払が妥当であると認められるときは、認定調書(別紙様式4: 所轄所属長印)を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を保管することとする。

(2) 請負者から中間前払金の保証証書前払金保証契約書の寄託を受ける場合は、当該証書原本を提出させることとし、発注課が保管することとする。

(3) 契約約款第34条第3項に基づく中間前払金に係る請求(上野原市建設工事執行規則 様式第19号)があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に支払を行い、現下の景気対策の必要性を考慮し、その迅速化に努めることとする。

4 中間前金払と既済部分払の選択について

請負代金の一部を工期中途において支出する必要がある場合で、これを中間前金払により行うか又は、既済部分払により行うかについては、そのいずれかを選択させた上で、これを約定しておくものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。

(1) 中間前金払と既済部分払の選択該当工事にあつては、入札後、落札者に「中間前金払・部分払の選択について」(別紙様式1)を交付し、契約締結時に提出させる。

(2) 中間前金払については、事後審査型条件付一般競争入札について適用するため、入札公告に入札条件として記載するものとし、契約書第7の支払条件のいずれかの項を削除し、発注者及び請負者双方が割印(訂正印)することにより、契約書上、支払方法を明らかにしておくこととする。

5 中間前金払制度の適用時期

平成23年4月1日以降に公告する工事から中間前金払を適用するものとする。

(別紙様式1)

年 月 日

契約担当者

上野原市長

あて

住 所

請負者 称号又は名称

氏 名

中間前金払・部分払選択届

工 事 名	
請負代金額	円(税込み)
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
支払方法選択	1、中間前金払 2、部分払 (丸で囲むこと)

- * 1、中間前金払か部分払かのどちらかを選択すること
- * 2、契約締結後は、選択の変更は認めない。
- * 3、この選択届は、入札後の事後審査資料と併せて総務課に提出すること。

(請求手順)

中間前金払を選択した場合には、中間前金払認定請求書(別紙様式2、工事履行報告書 別紙様式3添付)にて認定の請求をし、所轄所属長の中間前払金に係る認定(別紙様式4)を受け、その認定により保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書と中間前金払請求書(様式第19号)を契約担当者に提出し請求すること。

(別紙様式2)

年 月 日

契約担当者

上野原市長

あて

住 所

請負者 称号又は名称

氏 名

中間前金払認定請求書

次の工事について、上野原市建設工事契約約款第34条第3項の規定に基づき、中間前金の請求をしたいので、認定を請求します。

工 事 名	
請負代金額	円(税込み) (出来高予定額) 年度 _____ 円(税込み) 年度 _____ 円(税込み)
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

- * 1、認定資料として**工事履行報告書(別紙様式3)**を添付し**発注課**に提出すること。
- * 2、2以上に会計年度にわたる工事の契約(債務負担行為等に基づく契約)の場合は、各年度の出来高予定額を記入すること。

《以下の条件を満たしている場合に認定の請求をすることができます》

【支払条件】

工期の2分の1を経過していること

工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事に係る作業が実施済みであること

既に行われた作業に要する経費が2分の1以上の額に相当するものであること

(別紙様式3)

年 月 日

工事履行報告書

工 事 名							
工 期	年 月 日 ~		年 月 日				
日 付	年 月 日 (月分)						
月 別	予定工程	%	実施工程	%	経費	%	備 考
月		%		%		%	
		%		%		%	
		%		%		%	
		%		%		%	
		%		%		%	
		%		%		%	
		%		%		%	
		%		%		%	
		%		%		%	
		%		%		%	
(記事欄)							
監督員	現場代理人		主任(監理)技術者				

- * 1、報告は、月報を標準とする。
- * 2、予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
- * 3、実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

(別紙様式4)

中間前金払認定調書

契約の相手方	
工 事 名	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
契約金額	円 (税込み)
契約年月日	年 月 日
摘 要	
上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを(1、認定する。 2、認定しない。)	
年 月 日	
所轄所属長 職 氏 名	

様式第 19 号(第 38 条関係)

年 月 日

契約担当者

上野原市長

様

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名

中 間 前 金 払 請 求 書

次の金額を支払われたく請求します。

請求金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

工 事 名	
契 約 番 号	第 号
請 負 代 金 額	¥

振込先金 融機関	店	預金種別 口座番号	当座預金 普通預金 No.	預金 口座	住所	
					氏名	

* 発注課に提出すること